

京都大学情報環境機構及び学術情報メディアセンター評価委員会内規

平成17年4月12日運営委員会、教員会議決定

第1条 京都大学大学評価委員会規程（平成13年達示第25号。以下「規程」という。）に基づき、情報環境機構（以下「機構」という。）及び学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）に評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、機構及びセンターの教育研究活動、情報サービス等の状況について、次に掲げる事項を行う。

- (1) 自己点検評価の実施、報告書の作成およびその体制に関すること
- (2) センター外の有識者による外部評価の実施、報告書の作成およびその体制に関すること
- (3) 京都大学大学評価委員会への対応に関すること

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 機構長、センター長
- (2) センター協議員 若干名
- (3) 副センター長
- (4) 点検・評価実行委員会委員
- (5) 情報環境部長
- (6) 情報企画課長及び情報基盤課長
- (7) その他 機構長が必要と認めた情報環境部職員 若干名

2 前項第2号の委員は、センター長が委嘱する。

3 前々項第7号の委員は、機構長が委嘱する。

4 第1項第2号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

4 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第5条 点検・評価等の実施に係る専門的事項を処理するため、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には委員会の委員以外の者を加えることができる。

第6条 委員会は、実施した点検・評価等の結果を取りまとめ、報告書を公表するものとする。

第7条 委員会に関する事務は、情報環境部情報企画課において処理する。

第8条 この内規に定めるもののほか、点検・評価等の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は平成17年4月12日から施行する。

改正 平成17年6月14日 改正 平成17年7月12日 改正 平成19年4月18日